

建設・解体作業の騒音・振動に注意！

● その建設・解体作業、届出が必要ではありませんか？

使用する機械や場所により市への届出が必要な場合がありますので、別紙の表を確認し必要な届出をしてください。不明な点がある場合は環境生活課までご連絡ください。届出が必要な機器や届出様式、規制基準等は以下の市のホームページから確認できます。

タイトル「公害関係届出を受け付けています。」

<http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2007081500786/>

● 建設・解体作業を実施する際の注意点

市への届出が不要な建設・解体作業でも大きな音や振動が発生する場合があります。以下の点に注意して、騒音・振動対策を行いましょう。

周辺住民に対して説明をしましょう

- 周辺住民に対して事前に、作業内容、作業期間、作業時間、騒音・振動の防止方法等の建設・解体作業の詳細について十分に説明してください。
(作業内容や期間がわからないと、周辺住民は不安になります。)
- 説明をする範囲は、作業をしている土地に面している住宅だけではなく、さらにそのまわりの住宅にも説明をしてください。(音が反射して、離れている場所でも音が響くことがありますので、ご確認ください。)
- 騒音・振動に関する苦情の申し入れがあった場合には、誠意を持って対応してください。

機器・作業時間等を見直しましょう

- 低騒音・低振動型機器の使用や防音シート等の設置による騒音・振動対策、工法や工程の見直しなどを十分に実施してください。
- 住宅街付近で建設・解体作業を実施する場合には、夜間は作業を控えるか、大きな音や振動が発生しないように十分に配慮してください。

その他注意点について

- 工事の下請け業者にも、騒音・振動対策を十分に行うよう指導してください。
- 汚水・汚泥の流出や工事車両の通行に伴う粉じんの発生にも注意して作業してください。

会津若松市役所 環境生活課
TEL:0242-39-1221 FAX:0242-39-1420

届出が必要な建設作業

■騒音特定建設作業及び騒音指定建設作業【※作業7日前までに市に届出が必要です】

1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業

- ・騒音特定建設作業・・・騒音規制法に基づく指定地域内での作業
- ・騒音指定建設作業・・・県条例に基づく指定地域内での作業

■振動特定建設作業【※作業7日前までに市に届出が必要です】

1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

※建設作業が1日で終了する場合は、届出不要です。

■特定建設作業及び騒音指定建設作業に関する規制基準

基準種別		騒音の 規制基準	振動の 規制基準	作業時間に関する 規制基準	1日あたりの 作業時間	作業期間 に関する基準	作業日 に関する基準
区域区分							
法	第1号区域	85dB	75dB	7時～19時の時間 内であること	1日10時間を超え ないこと	連続して6日間 を超えないこと	日曜・休日でないこと
	第2号区域			6時～22時の時間 内であること	1日14時間を超え ないこと		
県条例 (騒音のみ)			—	7時～19時の時間 内であること	1日10時間を超え ないこと		

(注1) ■第1号区域 : 第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域のうち、学校、病院等の周辺おおむね80mの地域

■第2号区域 : 工業地域のうち、第1号地域で規制される地域を除く地域

■県条例(騒音) : 工業専用地域、調整区域、都市計画区域以外の地域(市内において騒音規制法で規制されていない地域全て)のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲80m以内の地域

(注2) 基準を上回る騒音を発生している場合に改善勧告又は命令を行うにあたり、騒音防止対策のほかに、1日当たりの作業時間を4時間までの範囲で短縮することができます。

(注3) この基準には、災害その他の非常事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合などの適用除外が設けられています。

(注4) 建設作業に伴う騒音・振動が規制基準に適合せず、周辺住民の生活環境が著しく損なわれる場合は、建設作業を施工する業者に対し、行政から指導や命令、罰則がある場合があります。

届出に必要な書類と届出をする際の注意点

○届出義務者・・・工事の元請業者

○届出期限・・・作業開始の前日から数えて7日前

○届出部数・・・正副2部(うち1部は返却します)

○届出先・・・会津若松市役所環境生活課(栄町第二庁舎2階)

○届出様式・・・会津若松市ホームページからダウンロードしてください。

URL <http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/docs/2007081500786/>

○届出添付書類・・・①騒音の防止方法、②工事の工程表、③作業場付近の見取り図

④使用する機材のカタログ